

障害福祉サービス

問合先 市役所福祉課 ☎0587(32)1281
 障害のあるかたや難病患者などが自立した日常・社会生活を送れるよう、さまざまなサービスを提供します。

▶内容など 下表▶費用 サービス費用の1割が自己負担(上限額の設定や負担を軽減する措置があります)
 ※広報いなぎわ7月号「障害者福祉サービスの利用を」も確認してください

サービスの種類		内容	
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	ヘルパーが、家で身の回りの手伝いをします(着替えや入浴の手伝い、食事の用意、部屋の掃除や洗濯の手伝いなど)	
	重度訪問介護	ヘルパーが、重い障害のあるかたの家で、日常生活や外出の手伝いをします	
	同行援護	視覚障害があり、移動に著しく困難があるかたに、同行して外出の手伝いをします	
	行動援護	重い障害のあるかたのことをよく分かっているヘルパーがそばに付いて、安心して外出し活動できるように支援します	
	療養介護	重い障害のあるかたが、入院して医療を受けながら、日常生活の手伝いを受けられます	
	生活介護	施設で、日中活動の支援を受けられます(食事・入浴・トイレの手伝い、作業など)	
	短期入所(ショートステイ)	家族に用事があるときなどに、施設に短期間宿泊できます	
	重度障害者等包括支援	重い障害のあるかたが、生活するために必要なサービスを組み合わせて使うことができます(重度訪問介護と短期入所、生活介護と共同生活援助など)	
	施設入所支援	日常生活の手伝いを受けながら、施設で暮らすことができます	
	地域移行支援	施設や精神科病院から地域生活へ戻るための相談や支援を行います	
地域定着支援	一人暮らしなどの障害のあるかたに対して相談や必要な支援を行います		
訓練等給付	自立訓練	機能訓練 体をつまかく動かすことができるように訓練を受けられます 生活訓練 地域での生活に困らないように自分で身の回りのことをする訓練を受けられます	
	就労移行支援	会社に就職するための訓練を受けることができます。仕事探しの相談もできます	
	就労継続支援	A雇用型	雇用契約に基づき、生産活動の機会などの提供や知識・能力向上のための訓練を受けられます
		B非雇用型	生産活動の機会などの提供や知識・能力向上のための訓練を受けられます
	共同生活援助(グループホーム)	障害のあるかた同士と一緒に暮らし、世話人がお金の管理や食事の用意などの日常生活の手伝いをします	
	計画相談支援・障害児相談支援	障害のあるかたの自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス利用計画・障害児支援利用計画を作成します	
障害児給付	児童発達支援	小学校入学前の障害のある子どもの日常生活の手伝いや訓練をします	
	医療型児童発達支援	小学校入学前の障害のある子どもの日常生活の手伝いや治療をします	
	放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに、授業の終了後または休業日に訓練などをします	
	保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、集団生活ができるよう手伝いをします	
地域生活支援事業	相談支援	困ったことがあるときや、新しくサービスを利用したいときに相談できます。相談は、相談支援事業者(障がい者サポートセンターい〜な(稲沢市社会福祉協議会内)☎0587(23)2162・FAX 0587(33)4666、障がい者サポートセンターまつのき☎0587(96)7755・FAX 0587(96)7711、障害者相談事業所いほりの里☎0587(35)2000・FAX 0587(35)2300)へ	
	意思疎通支援	聴覚障害のあるかたなどに、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います	
	移動支援	ヘルパーが余暇活動のための外出の手伝いをします	
	地域活動支援センター	障害のあるかたの日中活動を支援します(生活上の相談、スポーツ、レクリエーション、陶芸、絵画など)	
	日常生活用具給付	重度の障害があるかたの日常生活用具を給付します	
	日中一時支援	家族に用事があるときなどに、短時間施設を利用できます	
	生活サポート	障害支援区分が非該当のかたなどに、ヘルパーが日常生活を支援します	
	訪問入浴サービス	寝たきりのかたなどが、自宅で入浴サービスを受けられます	
	相談支援	困ったことがあるときや、新しくサービスを利用したいときに相談できます。相談は、相談支援事業者(障がい者サポートセンターい〜な(稲沢市社会福祉協議会内)☎0587(23)2162・FAX 0587(33)4666、障がい者サポートセンターまつのき☎0587(96)7755・FAX 0587(96)7711、障害者相談事業所いほりの里☎0587(35)2000・FAX 0587(35)2300)へ	

障害福祉サービスの流れ

(1) 介護給付・訓練等給付・障害児通所給付

- ①相談とサービス利用申請
利用希望の場合は、あらかじめ支給申請が必要
- ②認定調査(児童の福祉サービスは除く)
調査員が家庭を訪問し、生活や障害の状況を調査
- ③支給決定
審査会の審査・判定に基づき障害程度区分を認定後、介護者の状況、サービスの利用意向などを把握し、支給決定を行う
- ④受給者証の交付

- ⑤サービス利用計画の作成
必要に応じて相談支援事業者と相談し、サービス利用計画を作成(作成費は無料)
- ⑥契約とサービスの利用開始
サービス利用計画に基づいて指定事業者や指定施設と契約を結び、サービスの利用を開始
- ⑦利用者負担額の支払い
指定事業者・指定施設に支払い

(2) 地域生活支援事業

利用には、あらかじめ申請が必要です(相談支援を除く)。